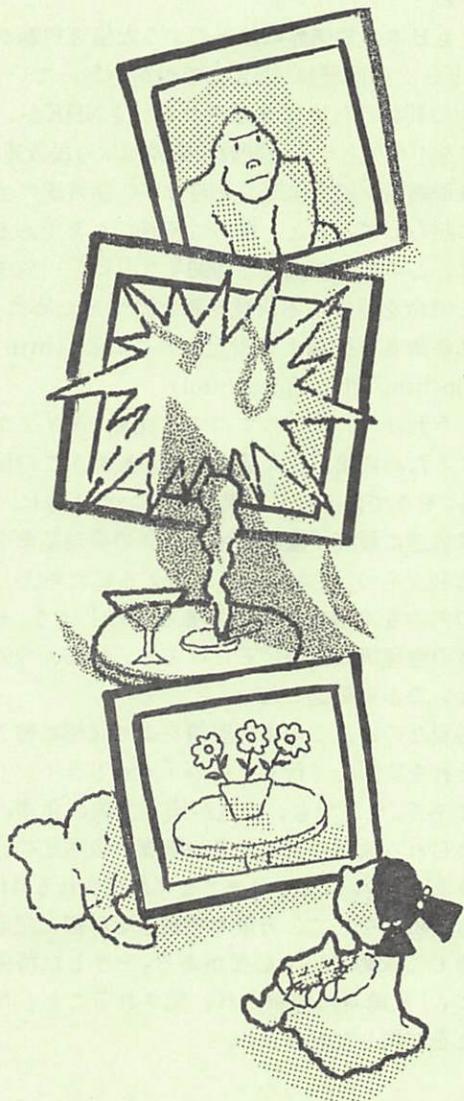


社会的制度としての放送メディアを考える



CONTENTS

EDITORIAL 視聴率買収・日本の 放送倫理はどうなっているのか

特集 社会的制度としての 放送メディアを考える(その1)
—イギリスBBC「制作者ガイドライン」
を手がかりに—

会員コラム 竹内希衣子 17
関心をもった時、知りたいと思った時

特集1 FCT第4回メディア・リテラシー 18
研修セミナー
ジャーナリズムとしてのメディアを中心
に多角的に学んだ3日間

特集2 FCT 6月フォーラム 22
『Study Guide メディア・リテラシー
[ジェンダー編]』を使って学ぶ
メディア・リテラシー

データバンク 国内篇 24

let GAZETTE

編集 Editors 鈴木みどり(発行人代行)
宮崎寿子

翻訳 Translation 宮崎寿子、高橋恭子

執筆スタッフ Staff Writers 榎井 緑

データバンク Databank Writers
関根里砂、中野恵美子

畠山亮太、村下慎、永澤貴之
石原 豪、佐々木はるひ

イラスト Art Director 市川雅美

編集総務 Managing Editor 新開清子

定期購読・発送 Subscriptions & Shipping
佐々木はるひ

印刷 Printing (角川ムラ印刷)

FCT市民のメディア・フォーラムは、1977年の創設以来、視聴者、研究者、メディアの創り手が、性別、年令、職業的立場、社会的地位を超えて社会を構成する一人ひとりの市民として集い、メディアをめぐる多様な問題について語り合い、実証的研究と実践的活動を積み重ねるためにひろば(フォーラム)として機能してきた。FCT活動は各地でのワークショップやシンポジウムの開催、調査報告書の刊行、など多岐にわたる。なかでも、すべての市民、特に子ども、女性、高齢者、障害者、民族的、人種的少数者などのマイノリティ市民の視座からメディアを読み解き、メディア社会を生きる力の獲得をめざすメディア・リテラシーの研究と実践は、FCT活動の中核をなすものである。

特定非営利活動法人
FCT市民のメディア・フォーラム
Forum for Citizens' Television & Media

理事 鈴木みどり、新開清子、
宮崎寿子、佐々木はるひ、
関根里砂、高橋恭子、
篠塚 公 (MLP担当)

Media Literacy Project in Japan:
<http://www.mljp.org/>

事務所: 神奈川県横浜市中区新港2-2-1
横浜ワールドポーターズNPOスクエア内

資料問い合わせ
Fax 0466-81-8307

銀行振込 東京三三菱銀行藤沢支店
普通預金 1559401

郵便振込エフシーティー00190-3-84097
購読料: 年2,500円(3回発行)

EDITORIAL

視聴率買収・日本の放送倫理はどうなっているのか

2003年10月25日の新聞各紙は、日本テレビ社員による視聴率買収事件を一斉に1面トップで報じている。興信所まで使ってビデオリサーチ(日本における唯一の視聴率調査会社)の調査対象世帯を割り出し、現金を渡して自分の制作したバラエティ番組の視聴率をあげようと画策したというのだから、卑劣きわまりない犯罪であり、私たち視聴者を徹底的にバカにする行為である。

しかも、放送の公共性などどこ吹く風のこうした行為が1年以上も前から続いてきたと聞くと、この事件は、日本テレビ1社にとどまらず、民放連、ひいてはNHKをふくむ日本放送界全体の放送倫理にかかわって、重大な問題を提起しているといわざるを得ない。

そもそも日本の放送界にはどのような倫理規範が存在するのか。なぜ、この問題にNHKまでがかかわっているのか。実は、公共の利益のために運営されるべきNHKが、商業的利益の追求を不可欠とする民間放送業界団体の民放連と協議し、同一の倫理綱領を制定すること自体が、諸外国の公共放送のあり方に照らしてみると、極めて特異なことである。しかし、現実には、この両者によって1996年9月に「…放送に期待されている使命を達成する決意を新たにするために」、自主的に「放送倫理基本綱領」が制定されている。<http://www.nab.or.jp/htm/ethics/idea.html>

そういうわけで、日本のすべての放送メディアが自らの行為を律するために策定した最新の倫理規範がこの倫理基本綱領である。そうであるなら、英BBCがいうように「オーディアンスは放送に最高の編集基準と最高の倫理基準を期待する当然の権利をもつ」(本誌p7)と考える私たちとしては、まず、その内容を冷静に読んでみることにしよう。その上で、この程度の倫理綱領を掲げるだけでは、到底、今回の事件を防ぎ得ないことを確認したい。

いま必要なのは、この倫理綱領をより詳細に書き直し、さらに、それを実践して行くための「ガイドライン」を作成することである。なかでも、放送が民主主義の発達に資するために求められる放送に携わる者の職責(放送法の目的、第1章第1条3)については、さまざまに想定される具体的なケースに沿って項目を立て、方策や手続きを詳細に記述し、その遵守を厳しく求めていく必要がある。そうした積極的な態度を抜きに、「視聴者に信頼され、愛されること」などあり得ないことを強調しておきたい。

特集

社会的制度としての放送メディアを考える（その1）

—イギリスBBC「制作者ガイドライン」(Producers' Guideline)を手がかりに—

メディア・リテラシーにおけるメディア分析で重要なのは、その研究モデルで示されているように、メディア・テクスト、オーディアンス、メディアの制作・生産、という3領域に大別されるさまざまな要素の相互の関連に留意しつつ、メディアの社会的文脈を批判的思考で読み解いていくことである。本特集は、研究モデルの3領域から「メディアの制作・生産」をとりあげ、社会的文脈を読み解く際に、具体的にどのような要素を考慮に入れる必要があるかを、社会的制度（institution）としての放送メディアに焦点をしぼりつつ考えていくシリーズの1回目である。

社会的制度としての放送メディアにかかわる主要な要素としては、放送法、表現の自由に関する諸法規、電波行政にかかわる国家機関や独立行政機関のあり方、放送事業者のあり方を規律する倫理綱領やガイドライン、オーディアンスから放送事業者への申し立てを審議する制度のあり方、などがある。次頁の図表は、これらの要素をイギリス、カナダ、日本、の3国で比較できるように作表したものである。

図表からわかるように、放送テクノロジーの飛躍的な進展とそれに伴う大きな社会的変化に対応して、イギリスやカナダでは主として1990年代に放送法の改定、放送事業者側による倫理綱領やガイドラインの新設や改定がおこなわれてきた。しかも、改定された倫理綱領や新設されたガイドラインを読むと、その内容が詳細かつ具体的で、放送にたずさわる人たちの自覚の大きさ、社会の変化に応えよう

とする意欲的な姿勢を感じ取ることができる。

たとえばカナダでは、1970年代末から放送政策をジェンダーの視点から見直す作業に着手し、公共放送、商業放送のいずれでも、性役割表現に関するガイドラインを新設するに至っている。また、イギリス、カナダの両国では、倫理綱領や制作者ガイドラインで女性、高齢者、その他のマイノリティ市民に対する配慮の必要性を詳細に説明する項目を新たに付け加える作業を行うなど、積極的な取り組みを続けてきている。

対照的に日本では、1950年に制定された放送法が基本的にはそのまま現在も生き続けている。日本には、イギリスやカナダでみられるような政治権力から独立した放送行政機関が存在せず、政府そのものである総務省（旧郵政省）が依然として電波の管轄権を握る状況が続いている。そうした状況のもとで、日本の放送事業者は、公共放送のNHKを含み、自主的に自らのあり方を規律するための倫理綱領や放送基準を制定し、それに基づいて運営することを求められてきた。

このように放送制度そのものに問題があるとはいっても、自らの倫理綱領や放送基準を改定し、変化しつつある社会の現実に積極的に対応しようとするなら、日本の放送事業者にできることはいくらでもあるはずだ。この問題を市民の側から提起するための手がかりとして、本特集では、「BBC制作者ガイドライン」を取り上げる。（特集執筆と翻訳 鈴木みどり、宮崎寿子、高橋恭子）

放送政策と放送の規律 (regulation) 制度：イギリス／カナダ／日本

2003年10月現在

	イギリス	カナダ	日本
放送法	1990年放送法／1996年放送法	1991年放送法	1950年放送法
「表現の自由」関連での主な法規	Human Rights Act1998 (1998年人権法) European Union Directive on Television Broadcasting (欧州連合テレビ放送に関する指令) 1997年 Council of Europe Convention on Transfrontier Television (欧州評議会国境を越えるテレビ条約)	Canadian Charter of Rights and Freedoms (権利と自由に関するカナダ憲章)1982年	憲法
電波行政担当省	Department for Culture, Media and Sport(文化・メディア・スポーツ省)	Minister of Canadian Heritage (カナダ環境文化省)	総務省(旧郵政省)
独立行政規律機関	Independent Television Commission(ITC)独立テレビ委員会：商業テレビの規律機関 The Radio Authority：商業ラジオの規律機関 Broadcasting Standards Commission (BSC) 放送基準委員会 [Office for Communications Actによりこれらを統一する新規律機関 Ofcom. ～03年現在審議中]	Canadian Radio-television and Telecommunications Commission (CRTC) カナダ・ラジオ・テレビ・コミュニケーション委員会	ナシ
放送事業者 公共放送 商業放送	BBC ITC (商業放送事業者の管轄機関－免許管轄をふくむ)	CBC CAB (商業事業者業界組織＝カナダ民放連)	NHK 民放連(商業放送事業者業界組織)
倫理コード／基準／ガイドライン	BSC： • Code of Fairness and Privacy /Code of Standards (公正とプライバシー・コード／基準コード) 1997年、98年改定 BBC： • Producers' Guidelines (制作者ガイドライン：BBC の価値と基準)2000年版 ITC： • Programme Code (ITC番組コード) • Advertising Standards Code (ITC広告基準コード)	CBC： • Journalistic Standards and Practice (ジャーナリストの基準と実践) • Guidelines for Sex-Role Portrayal (CBC性役割表現ガイドライン) 1979年 • Advertising Standards (CBC広告基準) CAB： • Code of Ethics(倫理コード)1988年、2000年改定 • 「テレビ番組における暴力に関する自主基準」1994 • 「ラジオ・テレビ番組の性役割表現コード」1990 • 「カナダ・ラジオ・テレビニュース制作者協会倫理コード」2000年改定	NHK： • 国内番組基準 1953年、 • 海外番組基準 • 放送倫理基本綱領(民放連と共同で) 1996年 民放連： • 放送基準 1953年 • 放送倫理基本綱領(NHKと共同で) 1996年 • 報道指針 1997年
申し立て審議機関	BSC(放送基準委員会) BBC Programme Complaints Unit (Producers' Guidelinesに照らして審議)	CBC：オンブズマン CAB：カナダ放送基準評議会 Canadian Broadcast Standards Council (CBSC)	放送と人権等権利に関する委員会／機構(BRO/BRC) NHKと民法連共同で設置 ⇒放送倫理・番組向上機構(BPO、03年7月より)

[http://www.bbc.co.uk/から
BBC「制作者ガイドライン」を探してみよう](http://www.bbc.co.uk/)

●ガイドラインはどこに？

私たちが、ある放送局の番組内容を批判したり、番組に対して意見を述べたりするときには、まず、その局がいったいどのような自主基準や倫理基準に基づいて放送しているかを知ることが重要である。というのは実際に局が提唱している基準にもとづいて、制作されているか、放送されているかを問うことができるからである。では、世界の各局はその基準をどのようにして視聴者に知らせているだろうか。ここでは、イギリスの公共放送であるBBCを例にとって、私たち視聴者がBBCのガイドラインについて知りたいとき、そのウェブサイトからどのようにして探したせるのか、簡単に取り出せるかどうかを実際にやってみたい。

●どうやって探すか

BBCの公式サイト<http://www.bbc.co.uk/>をあけてみると、縦に大きく3つの列に分かれている。一番目左端上に目に付くのは、サーチ・ザ・ウェブ（検索）で、見つけたい名前を書きこめば、ウェブ全体あるいはBBCインターネット、BBCニュースサイトの中での検索ができるようになっている。このような検索は便利だが、どのような言葉を入れると自主基準が出てくるかがわからないので、少々厄介でもある。たとえば、BBCのガイドライン、特に制作者に対するガイドラインを探すにはどうすればいいだろうか。ここではいくつかの基準に相当する英語の単語をいくつか試してみる必要がある。codeとかstandardといった言葉を入れると、どうも

うまく出てこない。ここではguidelineという言葉を入力して、検索をクリックすると、「1,643個見つかりました」と出てきて、延々とBBC関係のガイドラインがリストアップされる。BBCのさまざまなガイドラインのなかに、すぐに「Producer's Guideline」（制作者ガイドライン）が見つかる。

次に、一番左下を見ると、「BBCについて」というコラムがある。実は私が最初に試したのはこのコラムであった。コラムのサブカテゴリーの「BBCはどう運営されているか」というところをクリックすると、「計画、政策、報告書」というタイトル画面に飛ぶ。その下に、今年の計画（番組企画）、ガイドライン（プロデューサーのガイドライン、CM政策ガイドライン、配給とbrandingガイドライン、プログラムコミュニケーション）、政策（品位基準、広告、多様性、TVの字幕、福祉）、レビュー（オンライン・サービスレビュー）報告書、番組に対する申し立て、BBCのgoverningなどの見出しが出てくる。このように一度ですぐに多様なガイドラインを見つけることができる。

まだ、他にもう一つ方法がある。一番右の列にある「BBCiディレクトリー」から探ししたいトピックや事柄の名前の頭文字、AからZを選び、その文字で始まるトピックが検索できるようになっている。ガイドラインなので、A～Zという文字からGを選ぶとBBCガイドラインのタイトルでテレビ・ラジオのさまざまなガイドラインや基準、オンライン上やその他のガイドランなどが現われる。

以上のようにBBCは最初のページから実際に様々なアプローチで簡単にガイドラインや基準が見つけ出せるようになっている。

オーディアンスと番組基準、 制作者ガイドラインの関係

日本テレビの視聴率買収事件では、問題のプロデューサーにとって視聴率という数字がすべてであり、そのために手段を選ばないほど感覚が麻痺していることが露呈された。ここで、問題なのは、視聴率でテレビ番組の価値基準をはかる慣例が定着していることにある。そもそもオーディアンスにとって、視聴率はどれほどの意味があるのか。私たちは改めて、誰のための何のための放送なのかを考え直さなければならない。民放連の放送基準(<http://www.nab.or.jp/htm/ethics/base.html>)には、「民間放送は公共の福祉、文化の向上、産業と経済の繁栄に役立ち、平和な社会の実現に寄与することを使命とする」とあり、日本テレビの放送基準もこれを準用している。放送事業者は放送法によって放送基準を定めることを義務づけられており(第1章第3条3)、それだけでなく、基準を公表することを求められている(第3条3-2)。すなわち、放送事業者は、オーディアンスに対して、放送基準を公表し、それによって自らの放送の編集や内容を評価し、判断してもらうよう努めることを義務付けられているのである。

BBCの番組制作総責任者のグレッグ・ダイクは序文で、BBCとオーディアンスとの関わりを次のように明快に述べている。「私たちが『制作者のためのガイドライン』を公表するのは、私たちが掲げる編集基準をオーディアンスに読んで理解してもらうことができるよう、また、オーディアンスがガイドラインに沿って私たちの業務の遂行を判

断することができるようにするためである」

つまり、BBCが質の高い番組づくりをしていく上で、オーディアンスは必要不可欠な存在であり、ガイドラインに照らし合わせ、番組をモニターする主体的な存在として位置づけられている。オーディアンスを「テレビを見る人」、あるいは単に放送の「受け手」としかとらえていないようにみえる民放連の放送基準とはその辺が大きく異なる。

BBC「制作者のためのガイドライン」は価値・基準・原則から説明責任・附則まで43章、362頁から成る。これらは序文で述べられているように「…制作者に求めていきたい良き慣行を成文化したもの」であり、「制作者が困難な局面に直面した際、解決していく方法を見つけていくための手引書」である。

今回はとくに第7章の「暴力」と第8章の「模倣される反社会的行動」を訳出している。日本の民放連放送基準にも「暴力表現」(9章)の項目はあるが、どのような暴力が問題かが具体的に記述されていない。BBCのガイドラインでは、「子どもと暴力」「女性と暴力」などの項目をもうけ、暴力について想定される問題や取り組みが実にきめ細かく言及されている。どの項目においても、オーディアンスに与えうる影響を考慮に入れ、オーディアンスの立場から番組を制作していくこうという真摯な姿勢がうかがえる。今回は紙面の関係で訳出していないが、第4版で新たに加えられたオンラインの重要性と国際放送としての役割を織り込んだ「グローバルな放送と新しいメディア」(11章)、英国内の多様性に目を向けた「英国に関する報道」(第19章)も公共放送としてのBBCのあり方を知る上で重要である。

イギリスBBC「制作者のためのガイドライン」Producers' Guidelines BBCの価値と基準The BBC's values and standards

私たちオーディアンスは、当然の権利としてBBCに対し、最高の編集基準と最高の倫理基準を期待している。この「ガイドライン」はBBCの価値(value)や基準についての公式見解であり、私たちがBBCの番組制作者に対し、このような価値や基準をどのように達成することを望んでいるかを示す公式見解でもある。これは非常に難しい編集の問題に対するBBCのアプローチを詳述するとともに、あらゆるレベルの番組制作者が認識し順守すべき指針を提示している。

ここに示す「BBCガイドライン」第4版には、初めて、中立性、正確性、公正性、編集の独立性、嗜好と品位の適切な基準に対する責務などBBCの基本的な編集価値についての簡明な要約が含まれている。新しいデジタル・メディア社会が進展し、断片化していくに伴い、BBCがこのような価値に重きを置くことは、今後、あらゆるメディアに放送基準を設けていくという意味からも一層重要なになっていくであろう。

今回の「ガイドライン」第4版では、BBCの国際放送における役割の増大や高まるオンラインの重要性とともに、デジタル時代の挑戦を反映して、かなりの部分が改訂されている。英国の多様性を反映する研究や自然歴史番組に関する研究において最高の水準を確保するため、新たな助言も含まれている。

BBCの世界的な名声は、公共放送の高邁な理念に対する何代にもわたる番組制作者たちの献身の結果として確立されたものである。「制作者のためのガイドライン」は、制作者たちが築いてきた良き慣行であるだけでなく、私たちが今後も引き続き、ラジオ、テレビ、

オンラインの分野で働く今日の番組制作者や編集者に求めていきたい良き慣行を成文化したものである。

この「ガイドライン」は番組制作チームが困難な局面に直面した際、解決していく方法を見つけていくための手引書である。危険に立ち向かうことはBBCの創造性に富んだ制作過程において、必要不可欠な要素であり、今後もそうあり続けなければならない。「ガイドライン」は、同じように危険な状況に遭遇した人々の経験を踏まえることで、私たちが危険に対して理にかなった予測を立てるための手助けとなる。

BBCの局員、BBCで働くフリーランサー、そしてBBCが委託するフリーのプロデューサー全員がこのガイドラインに精通し、その根底にある原則を適用しなければならない。これは、単なる道徳的責任以上のものであり、BBCの番組を制作する人たち全ての契約上の責務でもある。番組制作者は、何が正しいアプローチであるかということに関して疑問が生じた場合は、編集部長に相談しなければならない。この「ガイドライン」や、その原則からはずれることが予測される場合は、BBCの編集政策監査役に相談しなければならない。

私たちが「制作者のためのガイドライン」を公表するのは、私たちが掲げる編集基準をオーディアンスに読んで理解してもらうことができるよう、また、オーディアンスがガイドラインに沿って私たちの業務の遂行を判断することができるようにするためである。

グレッグ ダイク

番組制作総責任

目 次

- BBCの編集価値についての声明文 *page 5*
- 索引 *page 9*
- 1 質問と参照 *page 25*
 - 2 中立性と正確性 *page 35*
 - 3 公正さと誠実な対応 *page 51*
 - 4 プライバシー *page 59*
 - 5 隠しカメラとマイク *page 65*
 - 6 嗜好と品位 *page 75*
 - 7 暴力 *page 91*
 - 8 模倣される反社会的行動 *page 99*
 - 9 表現 (Portrayal) *page 105*
 - 10 利害の対立 *page 113*
 - 11 グローバルな放送と新しいメディア
page 125
 - 番組における問題点
 - 12 被害と苦悩についての報道 *page 129*
 - 13 インタビュー *page 135*
 - 14 子どもと番組 *page 141*
 - 15 犯罪 *page 147*
 - 16 警察との関係 *page 159*
 - 17 番組素材の秘匿と公表 *page 165*
 - 18 テロリズムと国家の安全 *page 171*
 - 19 英国に関する報道 *page 177*
 - 20 自然界の録画 *page 185*
 - 21 BBCテレビ番組の再放送と再編集
page 191
 - 22 ゲーム番組と懸賞 *page 197*
 - 23 国営宝くじの報道 *page 205*
- 番組の資金調達と外部との関係
- 24 商業上の関係と番組の適切な資金調達
page 211
 - 25 商品の傑出性と無料または割引価格の商品や設備 *page 221*
 - 26 外部組織により提供された商品 *page 231*
 - 27 BBCの商品、サービス、出版物の番組内での言及 *page 237*
 - 28 外部のイベントの取材と報道 *page 243*
 - 29 広告、宣伝活動とBBCブランド *page 255*
 - 30 社会活動の番組編成、キャンペーン団体と慈善事業 *page 259*
 - 31 支援サービスとサポート用品 *page 267*
 - 32 番組における電話参加と電話サービス
page 27
- 政治
- 33 政治と政治家 *page 285*
 - 34 選挙中の放送 *page 293*
 - 35 世論調査 *page 307*
 - 36 政党放送 *page 313*
- 法律関連
- 37 一般原則 *page 317*
 - 38 名誉毀損 *page 239*
 - 39 侮辱 *page 333*
 - 40 著作権とその他の知的財産権 *page 337*
- 説明責任
- 41 市民と報道機関との関係 *page 347*
 - 42 番組苦情処理 *page 353*
 - 43 放送基準委員会 *page 355*
- 付記 *page 359*

BBCの編集価値 The BBC's Editorial Values

私たちは、世界で最も創造的で、信頼される放送事業者であり番組制作者であることを目指している。市場だけでは達成出来ない方法で、情報を伝え、教育し、楽しませ、生活を豊かにするサービスを提供することによって、すべてのオーディアンスを満足させようと努力している。私たちは、公共的目的に沿うことを目指している。公共的目的とは、英國の最も革新的な才能を伸ばし、あらゆる利害から独立した行動を取り、最高の倫理基準を目指すことである。

中立性

正当な中立性はBBCの中心に位置するものである。BBCのあらゆる番組とサービスは偏見がなく、公正で、真実を尊重するものでなければならない。BBCでは、いかなる思想であれ、それが全く反映されなかったり、十分に提示されなかったりすることがあってはならない。(第2章参照)

正確性

私たちの情報は正確でなければならず、いつでもそれが正確であることを検証し、さらに別の観点から再検証し、それを確実にするために助言を求める用意ができていなければならない。現場に赴いて自ら情報を集め、それが不可能な場合は現場にいた人びとと話をして、可能な限り直に情報を収集しなければならない。しかし、正確性とは、多くの場合、事実を正しく掘めば良いというだけの問題ではない。すべての関連情報について、何が報道され、何が表現されているかを慎重にはか

りにかけて、真実を追究しなくてはならない。(第2章参照)

公正性

BBCの番組は、公正で、開かれていて、理路整然とした取り扱いを基本としなければならない。番組の協力者は誠実に、尊敬を持って扱われるべきである。また、彼らには番組が何に関するものなのか、どのような番組への貢献を期待されているのか、番組が生放送か収録なのか、編集されるのかされないのか、について知る権利がある。(第3章参照)

多様な人びとと文化に対する十分で公正な見方の提示

BBCの番組とサービスは、英国内で、また世界で、人びとと文化の多様性をありのままに映し出していくなければならない。そうすることにより、私たちはオーディアンスに対して、番組を豊かにする新しい才能やさまざまな視点、人物、意見を紹介するのである。社会集団を取り上げる際には、ステレオタイプを避けなければならない。(第9章参照)

編集の高潔さと独立性

オーディアンスがBBCの番組の高潔さに信頼を置くことができなければならない。BBCの番組の決定は正当な編集上の理由によってのみ下されるのであり、政治的、商業的、特定の利益といった不当な圧力の結果でないことをオーディアンスが確信していなければならない。(第24章参照)

番組制作者の社外活動はBBCの番組に不適

切な影響を与えてはならない。(第10章参照)

プライバシーの尊重

BBCは個人のプライバシーを尊重しなければならない。いかなるプライバシーの侵害も、より大きな公共の利益になるという理由により正当化することができなければならぬことを認識すべきである。私的な行動、私信、私的な会話は、より大きな公共の利益がある場合以外は、公の場に持ち込むべきではない。(第4章参照)

嗜好と品位に関する基準の尊重

番組制作者は、オーディアンスが不快になる場合、ならない場合といった、多様な見解があることを認識し、かつ尊重しなければならない。創造性に富み、しかも驚くべき手法で、オーディアンスの期待に挑戦する権利は、擁護されなければならないが、オーディアンスがBBCの放送や出版物に対し、不必要に感情を害するようなことがあってはならない。オーディアンスが特定の番組、サービス、放送時間帯に対して持っている期待を考慮することが重要である。BBCのテレビ番組スケジュールは、午後9時の時間帯の変わり目(watershed)を尊重しなければならない。(第6章参照)

反社会的及び犯罪行為の模倣の回避

オーディアンスは、テレビやラジオで見聞きした行動が模倣される可能性があることを懸念している。私たちはBBCの番組で描かれた生命を脅かすような、反社会的な行為や犯罪行為が、模倣行為を助長しないように努めるべきである。(第8章参照)

子どもの福祉の擁護

番組制作者は、番組に参加する子どもの福祉を擁護するよう留意しなければならない。番組に関わるすべての子どもに対して、番組の作られ方による影響及び、番組が放送された時に子どもに与える影響について十分に考慮すべきである。(第14章参照)

インタビューを受ける者に対する公平性

BBCのインタビューは、丁重で誠意と品位を持たなければならぬ。インタビューは綿密で鋭く、懷疑的で、情報が豊富で、適切であっても、決して、偏っていたり、失礼であったり、議論の一方で感情的に肩入れすることがあってはならない。インタビューは挑戦的であるかもしれないが、どんな挑発があつても、攻撃的であったり、怒鳴ったり、無礼であつてはいけない。インタビューを受ける者には、質問に対して十分な返答を述べる公平な機会が与えられなければならない。(第13章参照)

英国における多様なオーディアンスへの配慮

BBCの番組とサービスは、英国のすべての地域のすべてのオーディアンスにとって、関連があり、適切なものでなければならぬ。(第19章参照)

商業的利益からの独立

BBCの番組は、いかなる製品、サービス、企業を支持したり、奨励したりするような印象を与えてはならない。製品やサービスの言及は、編集上、正当化できるものでなければならず、宣伝の要素があつてはならない。(第25章参照)

第7章 暴力

1 一般的原則

映像による暴力が多くの人を動搖させるることは明らかである。それが過度になると、視聴者に脱感作（訳注：暴力に対して鈍化してしまうこと）を引き起こすと非難されることもあり得る。オーディアンスは以前からずっと暴力描写に関心を持ち続けている。特に現実に近いと感じられる暴力で写実的なもの、あるいは自分の経験に近い暴力に対して不安を抱いている。

オーディアンスのほとんどはニュースや事実を描く番組（factual program）やテレビドラマなどに出てくる暴力シーンは道徳的、社会的観点から役に立つものであることを期待している。主要な映画作品や、時にはコメディなどでは、ある種の様式化された映像暴力は娯楽であるとして受け入れられている。

暴力場面を提示する場合は、一日の何時頃に放送するかを考慮しなければならない。特に、午後九時の子どもや家族の視聴時間帯とおとの時間帯の分岐点（watershed）以前に放送する場合は、暴力場面が適切であるかどうかを十分に確認し、過剰な暴力はどんなものであれ避けなければならない。時間帯の分岐点以前に放送される番組予告には不適切な内容を含んでいてはならない。第6章「嗜好と品位」の第2節も参照のこと。

編集者と制作者は自分たちが制作している作品にかなりのめり込むので、常に一步下がってそれがどのような影響を与えるかを考える必要がある。例えば、次のようなことを考慮することが重要である：暴力事件が文脈か

らみて適切であるか否か、家庭で初めて暴力的な逸話を見る視聴者への影響、暴力を含む番組が近い時間帯に放送される場合や番組が何回も繰り返される場合の蓄積効果、などである。

2 現実の暴力

2.1 ニュースにおける暴力

テレビは世界中の出来事を見せることができるが、そのことは即、テレビがその内容に責任を負うことを意味している。もしうまく扱われなければ、ニュース番組は、報道スタジオに入ってくる多くの悲惨な痛ましいニュースで溢れてしまう可能性がある。取り上げるニュースは、単に個々のストーリーの羅列ではなく、オーディアンスへの包括的影響を考え、全体として考慮される必要がある。

真実への要求と、人びとを鈍化させる危険性とのあいだでバランスを保つことが必要である。ある種のニュース・ストーリーでは、ショックを受けることが、何が起ったかを十分理解するための要素となることがある。しかし、視聴者が何度もショックを受けてしまうと、今度は視聴者にショックを与えるために、より多くの刺激を必要とすることになる。このような例としては、暴力行為そのものより、暴力行為の後のひどい結果を示す映像などがある。（第12章「被害と苦悩についての報道」の第2節「トラウマの描写」を参照）

暴力に関わる現実の出来事を報道するとき、以前に起こった類似した出来事の録画映像を使ったり（例えば、最近のテロリスト・グループによる非道な行為の報道など）、あるいは「壁紙」として使用したりする場合には、十分に注意しつつ検討を加えるべきであり、常

に厳格な意味で適切なものでなければならぬ。

子どものように影響を受けやすい集団が視聴する可能性があるニュース速報の映像を編集する場合は、特別な配慮が必要である。

2.2 事実に基づく番組における暴力

ニュースの暴力に適用される原則のほとんどが、事実に基づく番組にも適用できる。放送時間帯への配慮は、同様に必要である。図書館の資料を使う場合は、制作者はステレオタイプなイメージを生むような使い方をするのを避けるべきである。過度の暴力を含む場面は単に嫌悪を生むだけで、番組の流れ全体の効果を減じてしまうことにもなる。

2.3 動物に関する暴力

オーディアンスは動物に関連する暴力に対して敏感であるかも知れない。このような暴力シーンは、正当な編集目的を持っていなければならない。しかし、動物の世界では、同種間の攻撃的行動と、ある種から異なる種への捕食のための攻撃との間には区別がある。オーディアンスは、たとえば支配を巡ってオスが闘う場合など、同種の動物間の攻撃性を見ることをそれ程拒絶しないと言われている。苦痛を伴う捕食行動のシーンでは不必要的詳細は省くなど、注意深く扱う必要がある。

人間が動物に対して攻撃を加えるシーンを扱うときは特別の配慮が必要である。場合によつては、動物には何の危害も与えなかつたことを明らかにするコメントを放送することも有効であろう。

番組での動物の使用は法律で規定されている。英国では、闘牛、闘犬、闘鶏は違法である。これらのシーンを放送することは、英國で録画されたものであれ、海外で録画された

ものであれ、正当性を持つことは希で、部局長に照会しなければならない（第20章「自然界の録画」を参照）。世界のオーディアンスに向けて放送する場合は、ある種の動物の宗教的重要性を意識しなければならない。その動物を馬鹿にしたり、卑めたりすると、感情を害することもあり得る。

3 フィクションにおける暴力

3.1 大人向けのドラマ

ドラマは重要な問題を誠実に掘り下げていかなければならない。そこでは暴力は社会と自然の一部である。しかし、テーマがひどい暴力シーンを必要としている場合には、後に起きた問題を制作者とディレクターが台本の段階で事前に解決しておかなければならない。部局内で検討し、必要ならチャンネル・コントローラーとも相談し、彼らの要請によつては、編集政策主席アドバイザーに相談しなければならない。

番組制作者は、当該の暴力事件やその詳細が物語にきわめて重要なことなのか、単に見せるために挿入されているのかを問わなければならない。絶対に暴力の使用が根拠のないものであつてはならない。

暴力の程度やタイプ、どの程度まで詳細に見せてもいいかは文脈による。オーディアンスはその内容が明確な道徳的な文脈で提示される限り、動搖させるような映像を進んで見ることもある。これはオーディアンスが楽しんでいるからではなく、それが現実であることを認識しているからである。例えば、本格的なドラマはオーディアンスに多くのことを求める。それに対してオーディアンスは、暴力がドラマティックな目的のためであると確信していれば、暴力的シーンや悲惨な場面が

自分たちに挑んでくることを尊重するのである。

しかし、オーディアンスはアクションで溢れるスリラーのなかの多くの暴力を楽しむかも知れないとはいっても、暴力の特徴やスタイルは物語と同じように現実とはかけ離れたものであることを求めている。同様に、コメディではユーモラスな状況が明確であれば、オーディアンスは様式化した暴力（ドタバタ劇のような）を楽しむかもしれない。

番組制作者は暴力描写の判断を求められたとき、視聴者が様々な要因に基づいて画面上の暴力の激しさを判断していることを自覚していかなければならない。一つの要因あるいはそれ以上の要因が組み合わさって、そのシーンがより暴力的であると認識されるのである。

番組制作者は暴力が、次にあげる一つあるいはそれ以上に関わるとき、特に注意すべきである：オーディアンスが自分の経験に近い状況、あるいは現実に近いと認識したとき、家庭内暴力、性的暴力、女性や子どもが犠牲者として描かれているシーン、過度の暴力が続くシーン、暴力の肯定を促進しているような状況、自殺や自殺未遂、などである。

制作者は視聴者が、暴力描写に使われる様々な異なる制作テクニックについて高度な理解をしていることを自覚すべきである。グラフィックのクローズアップ、乱暴な言葉、効果音、ムード音楽、見物人の反応が同時に使われるときは、累積効果に十分注意しなければならない。

暴力的行動の結果も見逃してはいけない。そうしなければ、暴力の結果を浄化してしまう危険性がある。例えば、現実的な場面では頭部への一撃が、重大な結果を伴わない些細

なこととして見過ごしてはならない。

模倣を助長する可能性のある武器を扱うときは、特別な配慮をすることが必要である。特にナイフや金槌、火かき棒などの簡単な手に入る武器の使用や、暴力をより効果的にすることを示唆するようなやり方を見せる場合はそうである（第8章「模倣される反社会的行動」も参照）。

暴力は常に物理的であるわけではない。言葉による攻撃は、深く心を傷つけ得る。特に使用された言葉が性的意味合いを持っていればそうである。放送時間が適切かどうかを十分確認する必要がある。特にオーディアンスに子どもが含まれる場合はそうしなければならない。

3.2 購入した番組

BBCのドラマについて指摘した一般的問題点の多くが、外部から購入した番組にも当てはまる。最初からBBCによって委託されていない映画やドラマの内容は、同じようには制御出来ない。しかし、それらもBBCの編集基準に合致していかなければならない。より詳しいガイダンスについては、第6章「嗜好と品位」の第12節「購入した番組」を参照すること。

3.3 子どもと暴力

実生活に近い状況における暴力は、空想における暴力より人びとの気持ちを動搖させることができが証明されている。特に子どもは、暴力が親しみのある場所で起こったり、親しみのある登場人物の間で起こったりするときに心を痛める。

例えば、家庭内での自分の両親に似ている人物の間での暴力、登場人物やペットに対する暴力などは、子どもがそれに共感するので

避けるべきである。模倣の危険性は、子どもに関して特に高い。例えば空手チョップや、縄やナイフやビンのような簡単に手に入る武器の使用に関しては、十分に特別な注意を払う必要がある。

犯罪行為はそれを見せて「どうやってやるか」を学ぶレッスンになってはならない。また、現実の暴力の結果を隠蔽してしまわないことも重要である。

3.4 女性に対する暴力

ドラマにおける女性に対する暴力は、女性は暴力によって食い物にされたり、辱められたりするものだという思いこみや、特別の場合以外は自ら進んで暴力の犠牲になるものだ、といった思いこみを煽るものであってはならない。レイプはその犠牲者にとって悲劇に他ならず、それ以外の意味を示すことは誤りである。

女性に対する暴力はエロティックな経験として描かれてはならない。希にドラマで暴力と性的満足の繋がりが深刻なテーマとして深く掘り下げられることがあるが、すべての表現は、その文脈において妥当性を持たなければならず、単に刺激的なものであってはならない。子どもに対する暴力においても同様の感受性が必要である。

4 編成、警告、時間帯の分岐点

現実に基づく番組やドラマが暴力シーンを含むとき、オーディアンスが全く気づかないで見てしまうのを防ぐために警告を使用することを考えよう。これは広範囲の非難や抗議を避ける鍵となる。どんな性格の番組であるかは、番組案内、広報、宣伝資料や番組リストなどで表示されるかもしれない。しかし、これらは明確な、曖昧でない放送による警告

の代替とはならない。もし、番組が視聴するには不愉快な内容であるときは、視聴者は前もって知らされるべきである。

番組部は警告が必要であると判断したら、チャンネル・コントローラーと提示部に前もって注意を喚起しなければならない。そうすることにより、番組編成における全体の暴力の量が常に精査され、検討されることになるからである。

夕方の編成においては、テレビでは時間帯の分岐点がきわめて重要なポイントである。なかでも夕方の早い時間には、分岐点となる時間帯以降の番組を含めて、不適切な暴力表現を避けるよう特に注意を払う必要がある。

番組制作者は第6章の「嗜好と品位」の第2節「テレビ：時間帯の分岐点…」、第12章「被害と苦悩についての報道」も参照すること。

国際放送サービスはできるだけ十分に時間帯の分岐点に関する政策を適応すべきである。しかし、これらのサービスは多くの異なる時間帯に放送しているから、より柔軟な時間帯の分岐点政策が必要であろう。番組は悲惨な暴力映像の利用に関してB B Cが用いている一般的の原則を遵守しなければならない。

第8章 模倣される反社会的行動

1 一般的原則

オーディアンスはテレビやラジオで見たり聞いたりしたことを、誰かが模倣するかも知れないことに不安を感じている。私たちはB B Cの番組で提示されるいかなる反社会的、犯罪的、あるいは生命を脅かすような行動であれ、それが模倣行為を促さないように保証

する努力をしなければならない。

2 犯罪と野蛮行為

武器の使用や犯罪のテクニックなど野蛮な行為を扱うときは特に注意が必要である。これらの行動をより効果的にするような詳細な情報や方法を過度に開示するのを避けることが重要である。

3 模倣と子ども

子どもの遊びは多くの場合、テレビで見たことに影響を受けている。子ども向け番組や子どもの間で人気のある番組では、危険な模倣に繋がるような行為やテクニックを見せるのは避ける必要がある。一般に、子ども番組での喫煙、飲酒は避けるべきである。子どもに人気のあるポップスター、俳優などがテレビのインタビューに出演しているときは、彼らに喫煙や飲酒をしないよう働きかけるのがいいだろう。

首つりのシーンは子ども番組には不適切である。時間帯の分岐点の前に首つりのシーンを見せる決定をするときは、制作部長に問い合わせなければならない。たとえ夜遅く放送するとしても、首つりのシーンでは詳細をどれくらい見せるかについても注意しなければならない。

痛みを与えたり、傷つけたりするときの新しい方法や希な方法は、子ども番組では提示してはいけない。特に家ですぐ手に入る物、例えばナイフ、金槌などで簡単に模倣出来る場合は、そうである。また、プラスチックの袋で窒息する危険性もあることを覚えておかなければならない。登山やモーターサイクリングといった危険な活動を子ども向け番組内で提示するときは、専門家の指導を待たずに模倣の危険性について警告が発せられるべき

である。

4 自殺

ドラマでは自殺の方法について不必要に詳細に示すことを避けるべきである。自殺行動や行為を、利用したり賞賛したりする、あるいは個人の自殺が「肯定的な」結果をもたらすことを強調するようなドラマ制作に関しては、編集上の判断を下す際に特に注意が必要である。

自殺はニュース報道の正当なテーマであるが、自殺の事実を報道することが他の人の自殺を促すかもしれない。報道は話を美化したり、単純な説明をしたり、動搖している人に悲しみを押し付けるようなことをしてはならない。また、自殺のグラフィックな描写、技術的手段を示すのも避けなければならない。自殺の方法が異常である場合は特にそうである。言葉遣いに気を使うことも重要である。自殺は1961年に非犯罪化されている。その後は「自殺を犯す」という言葉が一部の人には不快であるとみなされている。「自ら命を絶つ」または「自殺死」のほうが望ましい。

事実に基づく番組で自殺がテーマとなる場合は、情報を吟味し気をつけて扱わなければならない。

自殺をテーマにした事実に基づく番組やドラマは、オーディアンスに深い影響を与える場合も生じうる。このような場合、番組制作者は電話でのヘルplineを提供したり、その他の援助資料を提供したりすることを考慮すべきである（第32章「番組における電話参加と電話サービス」および31章「支援サービスとサポート用品」を参照）。

制作者が自殺を扱う際にアドバイスを必要とするときは、「サマリア人協会」（訳注：

1953年ロンドンに創設された精神的な悩みをもつ人びとの救済を目的とする団体)に問い合わせれば、快く相談に乗ってくれる。

5 ドラッグ

英国内や国際社会においては、ドラッグ使用への対応はそれぞれ異なる。事実に基づく番組でドラッグ使用の問題をとりあげる場合は、匿名性、子どもの保護、ドラッグ使用の描き方、などの問題がしばしば提起されることになる。完全に理解できるように法律的、社会的文脈を明らかにする必要があるだろう。非合法のドラッグ、例えば大麻を吸う者を撮影すると犯罪捜査の対象となり得ることを覚えておかなければならぬ。

6 社会的、反社会的行動

喫煙、飲酒などの社会的行動が一般的に容認されるかどうかは、時代とともに変化する。制作者は、特に若い人たちの間で有害となる可能性を持つ習慣を促進してしまう危険性と、一般の人びとの態度と行動を現実的に反映する必要性、との難しいバランスをとらなければならない。

ドラマや事実に基づく番組においては、喫煙が登場人物や物語にとって不可欠な場合がある。しかし、スタジオでの議論などの一般的な番組では、喫煙は拒否できる。出演者に録画が始まる前にこのようなことについて確認しておく必要がある。

同様の判断が飲酒の提示についても必要である。事実に基づく番組ではこの問題に関連するすべての側面に関して、正確に十分に扱う必要がある。フィクションでは社会生活においてアルコールが占める位置を、現実的に反映していなければならぬ。制作者は過度の飲酒の持つ反社会的側面に関して注意する

必要がある。

制作者は喫煙と飲酒に関しては、宗教的な感受性が存在することを自覚している必要がある。特に国際放送向けの番組を制作しているときにはそうである。たとえば、イスラム教徒と見られる人をタバコやアルコールと関連づけて示せば、オーディアンスに何か別の意味を与えることになるかもしれない。

7 シートベルト

法律では一般に前席、後席のドライバーと乗客はシートベルトを着用するよう義務づけられている。そうしないだけの十分な理由があるとき以外は、法律を守っているということを示さなければならない。同じことが運転中の携帯電話の使用にも言える。

8 催眠術

避けるべき一番の危険は、家庭にいる人に害を与えないということである。公共娯楽として催眠術をやって見せることは、1952年の催眠術法で規制されている。この法律では催眠術の提示には免許が必要で、18歳以下の人に施術することを禁止している。この法律は人びとが入場できる娯楽や、それに関連するすべてのテレビでの催眠術の提示にも該当する。

催眠術の提示を考えている制作者は部局長に相談しなければならない。娯楽番組における催眠術の行為は注意深く扱わなければならない。人を馬鹿にするための催眠術でも、そのような趣向の是非を問題にする以前に、家庭の人びとを害する恐れがあることが問題である。影響を受けやすい視聴者に催眠術がもたらす危険性は最小限にとどめなければならない。特に催眠術師はまっすぐカメラに向かって施術してはならない。

会員コラム

関心をもった時、知りたいと思った時

竹内希衣子（フリーライター）

すてきな人に出会った日は、一日の終りの赤ワインが実においしい。「世の中まだ捨てたものじゃない」と希望がもてることがうれしくて、ついつい飲みすぎてしまう。

つい最近森沢典子さんに会った日もそうだった。大学の同窓会誌の仕事でインタビューしているうちに彼女の言葉が私の胸に飛び込んでくるような感じがして、高揚してしまった。

「9. 11のニュースをみていて、あのビルが崩壊していく下にパレスチナのひとたちの声が聞こえるような気がしました。自爆テロだけをみるのではなくて、その背景にあるのは何かを知りたい、と思いました。

マスメディアが伝えるのは、イスラエルの侵攻とパレスチナの自爆テロ、という構造で自爆テロは悪い、でしかありません。

自分の目でみて、自分の言葉でこの問題を考えたい、と思ってイスラエル行きの飛行機の切符を買ったのは02年3月。それから4回パレスチナの難民キャンプや小さな村を訪ねて、人々と話をしたり、泊めてもらったりしました……」

森沢さんは中東問題の専門家でもジャーナリストでもない。運動や活動にも無縁だった。幼稚園の先生や塾の先生をしながら、いつもひとりででかけて、何かをするためにではなくて、そこに居て感じることを大事にしたという。「パレスチナのひとたちって明るいんです。厳しい生活をしているのに、とにかくふつうの生活をする、花を植え、お茶を飲み、話をする、そうすることがイスラエルへの抵

抗なのだと。自爆テロだけが抵抗なのではなくて、みんなが抵抗しているのだということがよくわかりました」と話してくれた。

アメリカが野放しにしているイスラエルの横暴、国連の勧告も無視してイスラエルがパレスチナ自治区の周辺に立て回している高さ8メートルにも及ぶ壁、電流を通した有刺鉄線。あまりにも知られていないパレスチナの窮状を森沢さんはEメールにして友だち20人に送った。Eメールは10日で3万人に転送され、一日に2、30通もの返事が届くようになったという。

話にきてほしい、と全国の学校や地域の集まりに招かれるようになった。

「パレスチナが見たい」という本も書き情報を作り出し、発信する立場になった。

マスメディアが伝える情報、伝えない情報について、自分の問題として考えて対処する、行動するひとたちが確実に増えている。そのツールとしてインターネットは実際に様々に機能している。

誰もが疑問にしつつそれでも視聴率に振り回され、買収事件までおきるようなテレビの流す情報をあてにしない人たちがひたひたと増えている。書けない事情、ニュースに出来ない事情、法律まで出来てマスメディアはこの先問われる問題山積になりそうだ。

10月25日お茶の水で開かれた「パレスチナの壁、緊急報告会」に集まった200人余の若い人、白髪の人たちの熱心な話し合いをみていて、私は希望がもてた。政治も、マスメディアも構造改革するのは私たちなのだ、と。

報告1 FCT第4回メディア・リテラシー研修セミナー

ジャーナリズムとしてのメディアを中心に多角的に学んだ3日間 —FCT公開フォーラム「イラク戦争報道とメディア・リテラシー」を組み込んで—

2003年8月1日～3日 於：かながわ女性センター（江ノ島）

FCTでは、2000年以降、毎年、県立かながわ女性センターの共催を得て、江ノ島でメディア・リテラシー・ファシリテーター研修セミナーを開催してきた。このセミナーに参加した人々は、その後、全国各地でメディア・リテラシーの学びを実践し、各地でさらなる展開の輪を広げている。このようなファシリテーターの年1回の研修とネットワーキングの場として、またこれから新しいファシリテーターをめざす人のために、2003年8月1日から3日にかけて、第4回ファシリテーター研修セミナーを今年も江ノ島のかながわ女性センターで開催した。なお、2日の午後は、研修セミナーの一環に公開のFCTフォーラムを組み込み、セミナー参加者がより多様な背景をもつ人たちと学びを共にするセッションとした。

FCT公開フォーラムのテーマは「イラク戦争報道とメディア・リテラシー」である。

参加者は、今年も全国各地からフォーラムのみの15人を含む46人から申し込みがあった。大学教員や大学生を中心に、学校教育・社会教育関係者、マスコミやNPO関係者などが集まった。

●研修セミナーでの学び（前半）

セミナーは11のセッションで構成され、セッション7が公開フォーラムであった。ファシリテーターとして各セッションの運営を担当したのは、FCT理事と今回の研修セミナー

で主として使用したビデオパッケージ『スキヤニング・テレビジョン日本版』の制作で翻訳を担当したFCTメンバーである。

セッション1（担当者：鈴木みどり）では、メディア・リテラシーの理念と8つの基本概念などの基本的な枠組みを確認し、ファシリテーターを志す者が研修を通して学びを深めることの重要性を確認した。

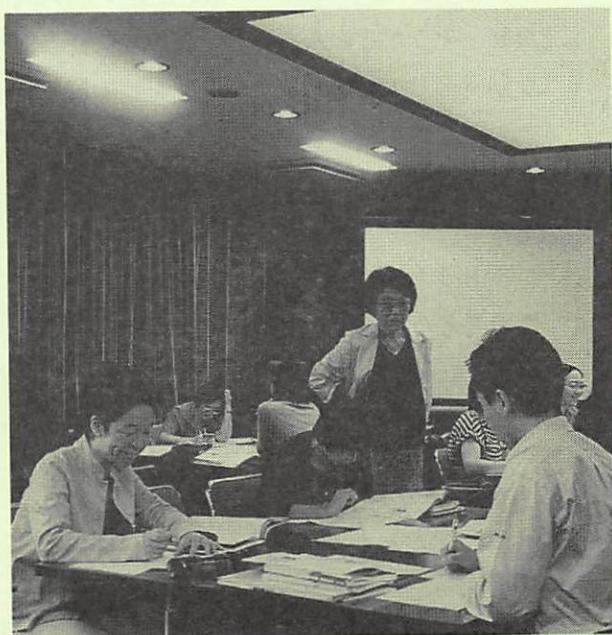
セッション2（担当者：高橋恭子）は、メディアのリプレゼンテーションを学ぶために『Study Guide メディア・リテラシー[ジェンダー編]』第3章の「NHK朝の連続テレビドラマ小説にみる女性の生き方、男性の生き方」を使って「さくら」をテクストにしたワークショップを行った。分析では、「さくら」がドラマの状況設定などの目新しさとは裏腹に、日本社会で伝統的な家父長制に基づいた価値観が肯定され続けていることが見えてきた。分析を踏まえた参加者の討論では、NHKにおける管理専門職員の男女構成比などの問題が背景として指摘された。

セッション3（担当者：石原純）は、『スキヤニング・テレビジョン日本版』からVTRテクスト3「得意なものは何？」とVTRテクスト4「私たちは女の子」を使用した。カナダにおけるPSA（公共広告）、これらのPSAを制作した「子どものことを考える広告主の会」（CCA）について学んだ後、この2つのPSAを分析しながらジェンダー・ステレオタイプにとらわれずに自分自身を生きるこ

との大きさを主張する女の子、男の子の提示の仕方（リプレゼンテーション）について考えた。

セッション4（担当者：新開清子）で使用したのは、『スキャニング・テレビジョン日本版』からVTRテクスト8「コカコーラ化された世界」と、同社の日本で放送されている最近のCM4種である。分析とそれに基づく討論では、コカコーラ社の基本コンセプト“エンジョイライフ”が日本市場へ向けた販売戦略ではどのように形で提示されているかを考えた。

セッション5（担当者：田島知之）は、『スキャニング・テレビジョン日本版』のVRTテクスト12「ポップ！商品コネクション」を使い、「プロダクトプレイスメント」や‘サイコグラフィック・プロフィール’などマーケティング用語も含めた広告の環境化について学んだ。続いてセッション6（担当者：田島知之）で音楽アーティストと企業スポンサーの連携や、商業的文化について分析した。



●FCT公開フォーラム「イラク戦争報道とメディア・リテラシー」（セッション7）

3月20日に米英軍の攻撃で始まり、5月2日にブッシュ米大統領が終結宣言したイラク戦争を、私たちはメディア報道を通してリアルタイムで体験した。インターネットや軽量のハイテク・デジタル機器が駆使され、10年前の湾岸戦争とは対照的に、多くの国際ジャーナリストが従軍取材した。それと一緒に、アルジャジーラなどの中東メディアも参入した。

こうした状況の下で、メディア社会を生きる私たち一人ひとりが、また報道そのものが、それぞれのメディア・リテラシーを問われたといえる。FCTでは、本誌前号（NO.80）で特集しているように、新聞各紙の「メディア報道の報道」を検証した。

このセッション7（担当者：鈴木みどり・登丸あすか）では、まず、前号のこの特集で分析を担当した4人からの報告があり、引き続いて2つのワークショップが行われた。ワークショップ1では、3月20日開戦の日の各局ニュース番組、TBS「ニュース23」、NHK「ニュース10」、フジテレビ「ニュースジャパン」、日本テレビ「きょうの出来事」、テレビ朝日「ニュースステーション」のオープニングをテクストにそれぞれの構成について分析し、話し合いが行われた。

ワークショップ2は、首都バクダッドが陥落した4月10日に多用された“フセイン像引き倒し”映像に焦点をしづり、どのような映像が、どのような文脈で使われていたかをNHK「ニュース10」、テレビ朝日「ニュースステーション」のニュース報道を取り上げて比較分析した。

戦争映像の一部分だけが切り取られ、繰り返し放映されることにより、見世物のように商業化される危険性があること、また日本の各放送局は映像の情報源については、ほとんど明示していないことが明らかになった。これらのこととは日本のメディアの責任であるが、オーディアンスの意識も問われていることを改めて確認した。

●研修セミナーでの学び（後半）

セッション8（担当者：乙竹文子）は、『スキャニング・テレビジョン日本版』のVTRテクスト15「9・11：メディア報道の報道」を使い、危機的状況に直面した時の報道メディアの役割を考えた。世界のメディアの最新の動きについて取材を続けているカナダのシティ・テレビが9・11のニュース報道を検証したドキュメントである。VTRテクストの中では、ドキュメンタリー映像も実は作られており、制作意図や局の姿勢、伝える人により違いがあることが示されている。

セッション9（担当者：宮崎寿子）では『スキャニング・テレビジョン日本版』のVTRテクスト16「メディア、戦争、検閲」を取り組んだ。カナダの公共放送CBCや民放各局で働くジャーナリストが、メディアと国家の検閲についてそれぞれの意見を述べるテクストである。オサマ・ビン・ラディン氏の映像放映の是非、炭素菌をめぐる問題が議論の焦点となっている。分析と討論を通して、オーディアンスの立場からメディアの公共性について考え、放送基準を明確にすることの重要性を考えた。



セッション10（担当者：鈴木みどり）では、『スキャニング・テレビジョン日本版』のVTRテクスト17「アルジャジーラ・テレビ」（カナダのシティ・テレビ制作）を使い、TBS「ニュース23」（3月27日）のイラク戦争特集「アルジャジーラの1週間」と比較しながら分析した。この比較分析からは、両者が情報の多元化の一例としてアルジャジーラを取り上げていながら、アルジャジーラの捉え方が大きく異なること、したがって、情報の多元化・多様化に対する考え方そのものが違っていることが見えてきた。TBSは茶化したり、揶揄したり、テロップに「反米」と入れたり、ステレオタイプ化が目立っている。なぜ、そうなるのかを考えるなかで、社会的な制度としてのメディアの側面を読み解くことの重要性を深く学ぶことになった。

最後にセッション1から10までのまとめも含め、オルタナティブなメディアを使いながら主流メディアを客観的に見ることの必要性を考えた。セッション10では日本の主流メディアを見る際に『スキャニング・テレビジョン日本版』をオルタナティブ・メディアとして活用したが、このようにメインストリームに対してオルタナティブ・メディアを組み合わせることによって、情報そのものを多元的に捉えなおすことができる学んだ。

セッション11（担当者：高橋恭子）では、「実践にむけて」ということで、参加者全員がどのような動機や問題意識でこのセミナーに参加したかを話し合った。まずメディア制作者の立場から、『スキャニング・テレビジョン日本版』の制作を引き受けたことになった経緯について、イメージサイエンス社長の話があった。続いて、大学や高校、中学校などの学校教育現場や地域の社会教育現場などで授業を持っている人や取り組みを進めている人、また、これから具体的に企画をしている人などからその状況や課題について報告がなされた。さらに大学や大学院でメディア・リテラシーの研究や卒業論文、修士論文に取り組んでいるという参加者もいた。今後さらはどう実践を展開していくかを話し合うために、2つのグループに分かれて討論の場がもたれた。グループ1には、卒業論文、修士論文に取り組んでいる学生が集まり、鈴木代表がアドバイスをした。グループ2には、学校教育現場や社会教育現場で実践する参加者が集まり情報交換をした。

●研修セミナーを終えて

メディア・リテラシーは学べば学ぶほど多くの発見があり、生涯を通じて学び続けるものである。そしてその学びの場をつくる実践者がファシリテーターであることが、冒頭で述べられていたが、それを実感することのできるセミナーであった。

3日間のハードスケジュールでの合宿を通しての学びは、メディア・リテラシーの無限の可能性を提供していた。まず、「何度もワークショップをして多様な意見を聞くことができ、本当によい経験になった」「いろいろな方と合宿ならではの知り合い方ができて、こ

れからも共に学んでいこうと思う」「環境がさまざまに異なる方たちとワークショップを行うことができるので、自分ではまったく気がつかなかった視点に気づかされ、多彩な見方について考えさせられた」「違う人の意見を聞くことが大切なのだと改めて思った」「さまざまな背景の人たちとのディスカッションを通じ、多様な意見に接し、自分の価値観の再発見につながるのだということを実感した」との感想にも見られるように、全国から多様な環境・背景・年齢の参加者が集い、多くのワークショップ・セッションを通じて、学びの動機と目的を確実に獲得することができた。

また、今回は「戦争報道」を中心にジャーナリズムとしてのメディアを扱ったこともあり、「現代を能動的に生きるためにメディアをウォッチングし、その結果をメディアに伝えていくことが私たちにとって必要ではないかと思った」「イラク戦争報道では、地球規模で、また日本国内においても、多くの視点からの情報提供が期待されたがそれができない。このような時代にこそメディア・リテラシーが必要なのだと思う」などメディアへの能動的なアクセスの可能性に言及する感想も聞かれた。

ファシリテーター研修セミナーは、年に一度、FCTによるメディア・リテラシーの研究と実践の取り組みを共有する場であるが、年々、着実に地域でファシリテーターとして活躍し、実践を積み重ねている参加者が増えている。今後、この場が、新しいファシリテーターを育てていくと共に、既に研修を受けた人が各地で行っている実践と研究を持ち寄り、学びを共有し更に深める機会を提供することが望まれている。（まとめ 榎井 縁／鈴木みどり）

■ F C T フォーラム記録

『Study Guide メディア・リテラシー【ジェンダー編】』を使って学ぶメディア・リテラシー

2003年6月8日 於;神奈川県立地球市民かながわプラザ

2003年6月8日、横浜市の「あーすぶらざ」を会場に50名を超える参加者を得て、F C T フォーラムが開催された。前半では、新しく『Study Guide メディア・リテラシー【ジェンダー編】』が刊行されたことから、その構成と内容、使い方、などについて概略説明があり、後半では、実際に映像テクストを用いてワークショップが行われた。

●メディア・リテラシーの学びについて

今回は初めてフォーラムに参加した人が多かったため、まず、鈴木みどりF C T代表理事がメディア・リテラシーとは何か、それをどう学ぶかについて説明した。

メディア・リテラシーは、受動的にメディアに接するのではなく、メディアを主体的に読み解く力を身につけることを目標とする取り組みであり、参加者と共に「対話」をもつことによって学ぶという実践的な体験が重要な意味を持つ。参加者はグループによるワークショップ形式で、話し合いながら互いに学んでいく。ディスカッション（議論・討論）で終わらず「ダイアローグ（対話）」をもつことによって、多くの新しい発見を経験し、新しい知を獲得していく。メディア・リテラシーでは、教える人が学ぶ人に一方的に知識を伝えるのではなく、教える人と学ぶ人が共に学ぶなかで、新しい知を創りだしていくことを目的としている。

そのような理解のもとで、いま、メディア・リテラシーの育成が必要であるという認識が多くの人びとのあいだで広がりつつある。学校教育においては、過去10年のあいだに大学

レベルでメディア・リテラシー論をひとつの科目として位置づける大学がかなり出てきている。高校においてもメディア・リテラシーが総合学習の時間で取り上げられるようになってきた。

●なぜ、メディア・リテラシーとジェンダーか

『Study Guide メディア・リテラシー【ジェンダー編】』（鈴木みどり編、リベルタ出版、2003年4月刊）は、これまで大学の授業やF C Tワークショップなどの実践で積み重ねられてきた学びの成果をベースにして作成されたスタディガイドである。8つの章で構成されており、章を追うごとにメディア・リテラシーへの理解が深まっていく構成になっている。

同じ出版社から2000年に刊行した『Study Guide[入門編]』に続く[応用編]であることから、メディア・リテラシーとジェンダーをテーマとした。メディア・リテラシーを学んでいくと、必ずといっていいほどジェンダーの視点が重要になってくる。それは、メディアがジェンダーと深く関わっているからである。日頃あまりジェンダーを意識していない人の場合は、ジェンダーの視点からメディアをみるとことによって改めて気づかされ、発見することが多く、新しい知見が生まれる。そのことが重要である。

また「ジェンダーの視点」を提起することで、そこから子ども、高齢者、民族的背景を異なる人、などのマイノリティ市民の視点へと展開することもできる。特に若い人たちのなかには「ジェンダーのなにが問題なの？」と、ジェンダーにかかわる問題を自分の問題

として認識できないでいる人が多い。そのような人たちに、ジェンダーという観点からメディアを考えてみることを提案すると、これまで考へても見なかった様々なことに気づき、メディアにかかわる問題を多面的に深く学ぶことができるようになる。

●ワークショップ「アニメ番組と暴力とジェンダー」

『Study Guide メディア・リテラシー【ジェンダー編】』の6章（アニメ番組と暴力、ジェンダー、コマーシャル）を使って実際にワークショップを行った。ファシリテーターを担当したのは同書の共同執筆者でもある登丸あすか、石原純（共にFCT会員）である。

ワークショップでは、参加者同士が対話できるように、グループごとに丸くテーブルを囲む形で座り、話し合いが行われた。初めて参加する人が多かったが、互いに簡単な自己紹介をすることから始め、すぐ打ち解けて討論と対話をもつことができるようになった。これはメディア・リテラシー・ワークショップの大事な一つの側面である。そのことをとても新鮮に感じた参加者が多かったようだ。

分析の対象（テクスト）として用いたのは、「ゲットバッカーズ」というアニメ番組である。このアニメ番組の内容は、ひとことでいえば、男性の主人公（ヒーロー）が暴力をふるうことによって女性（ヒロイン）を敵から助ける、というものである。このテクストを見ながら、各自で暴力の種類、暴力をふるう理由とその結果、また暴力行為がジェンダー・ステレオタイプにどのように関係しているか等を分析し、配布された「アニメ暴力」分析シートに記述した。さらに、記入した分析シートをグループにもちより、話し合った。

話し合いは『Study Guide[ジェンダー編]』

6章で示されている間に沿って行った。すなわち、どのような暴力が含まれているか、暴力はどのように非現実化され魅力的なものとして提示されているか、主人公の暴力は、問題解決の手段としてどのように正当化されているか、さらに暴力とジェンダーはどう関わっているか、等である。

グループによる分析と話し合いの後、各グループから発表があった。それによって議論がさらに深まり、多くの参加者がアニメ番組において暴力と結びつけて提示されることの多いジェンダー・ステレオタイプを一層深く意識化することができた。

次に、『スキャニング・テレビジョン日本版』（鈴木みどり監修、イメージサイエンス社、2003年刊）に収録されているVTRテクストの1つであるアニメ映画「バットマン：マスク・オブ・ファンタズム」の中の2つの暴力場面を取り上げて、二つ目の分析を行った。この分析では、アニメ暴力の表現とジェンダー、ヒロイズムなどの関係をメディア言語とかかわって学ぶことができた。

今回のFCTフォーラムには多くの教育関係者、学生（大学院生、大学生）が参加した。またメディア・リテラシー・ワークショップへの参加が初めてで、その体験を新鮮に感じたと感想を述べた人も多かった。



データバンク

[国内篇]

●『イラク戦争 検証と展望』、寺島実郎、小杉泰、藤原帰一編、岩波書店、2003年7月。

2003年3月の米英軍によるイラク攻撃とは何だったのか、世界の今後に何をもたらすのか。44名に及ぶ内外のジャーナリスト、研究者らが執筆し、討論を開く。

編者による「『イラク戦争』を総括する」と題する総論に始まり、I. イラクを取り巻く中東世界、II. 帝国アメリカのゆくえ、III. 国際社会と平和構築、IV. 東アジアへの波紋、V. メディアの中の「イラク戦争」、総合討論と続く。

総論では、日本のメディア報道は「アメリカによって管理された情報であることを認識」しながら、「価値判断を希薄化させた現場報告をつみあげ」、「いつのまにか歪んだ現実を受け入れ」、「悲しむべきメディア状況」を生んだ、と述べる。攻撃開始へと向かう「時代の空気」のなかで、「不必要的戦争」に加担した日本外交に問われるべきは、米国への過剰依存を脱却して「主体性」を取り戻すことであると主張している。

「V. メディアのなかの『イラク戦争』」では金平茂紀が「報道からプロパガンダへ」と題して、ブッシュ政権の中枢には広告業界やテレビ記者出身者がいること、従軍取材に関する基本文書には「戦場の我が国民は“Our Story”を語る必要がある」と述べられていたことなどから、「メディアの影響力を最も冷徹に分析していたのは、軍だった」ことを明らかにする。

桂敬一は「日本のメディアとオルタナティブ・メディア」と題して、読売、産経新聞などが無条件で米国を支持し、ナショナリズムと「国益」追求を打ち出していたが、ニューヨーク市では「プロの運動家たち」によって大規模な反戦行動が企画運営されたことなどに触れ、市民メディアとの連携のうえに21世紀のジャーナリズム発展の基

礎があると結ぶ。

従軍記者として現地入りしたジャーナリスト川村晃司は、この戦争で米軍が生み出した従軍取材システムは、「検閲しなくても戦争のプロパガンダができる方法」だった。そして「米軍の最大のピンポイント攻撃はメディアに対する情報操作だった」と述べ、メディアの戦争取材の問題を問いかける。

最終章の5人の論者による「『イラク』後の世界をみすえて」と題する討論では、「『イラク戦争』報道をめぐるメディア検証」をめぐって、従軍取材の是非、メディアが「われわれの犠牲者」のストーリーを作りあげていく問題、初めて国際マーケットに登場したアラブ世界のテレビ局アルジャーラをどう見るか、などが議論される。(E)

●「総特集 イラク戦争報道・結末」『総合ジャーナリズム研究』No.185 2003年夏号。

イラク戦争報道の特集。「イラク戦争報道では、メディアの負の側面が顕になった」と指摘されているように、本誌に掲載されている文章も、負の側面を強調したものがほとんどである。

テレビディレクターの村木良彦は、「フェイン像の引き倒しやブッシュ勝利宣言などの生中継映像は、加工された現実を無批判に提示した風景である」と述べ、「見る」と「知る」ことの乖離を指摘し、「報道」の限界に言及している。

静岡県立大学教授の前坂俊之は、ハイテクIT兵器によるサイバー戦争化の中、最近のハイテク、IT技術の知識を有する記者が日本のメディアには少なく、メディアコントロールやプロパガンダにのせられやすいと指摘し、専門記者の養成、及び、戦争報道のガイドライン作りが緊急の課題であると述べている。

A P通信社の今城力夫は、「今回のイラク報道は、終始、まるで米軍のショーを見てきたような感は否めない」と述べ、従軍記者について言及している。従軍記者について今城は、「報道を通してイラク国民を「悪の枢軸」から解放するアメリカの強さと正当性を世界中に見せ付ける大きな目

的があったように思えてならない」と記し、「米国政府と米軍の思惑にすっぽりと報道機関の多くがはめこまれた結果となったのではないか」と指摘している。

TBSワシントン支局長の金平茂紀は、「今回のイラク戦争報道ほど、メディアの『国籍』を意識したことではない」と延べ、「我々のメディアか、奴らのメディアか」といった二者択一の論理による、メディアの中立性概念の崩壊を危惧している。金平は、米軍に感謝するイラク民衆の映像が報道される一方、イラク市民の被害が報じられない理由として、「『我々のメディア』が報じるべき『我々の物語』にそぐわないからである」との見解を示している。(R)

●「米英メディアの『戦力』／ワシントン発—すべては『軍事娯楽』なのか」、金平茂紀、『総合ジャーナリズム研究』No.186、2003年秋号。

筆者は戦争報道の歴史の中でイラク戦争は大きな転換期となるとして、米メディアの「勝つための報道」、「報道からプロパガンダへ」という米メディアの潮流において、終戦後の米メディア省察のあり方について疑念を抱く。その論拠として、米大手メディアFOXニュースのイラク戦争に関する報道精神と1941年当時の日本放送協会（現在のNHK前身）のそれは照応していると述べ、好戦的なメディアが「商業的に最も成功を収めている現実がある」ことを提起する。

そして、ワシントンポスト紙やNYタイムズ紙は自らの戦争報道を終戦後に検証する姿勢があったが、米テレビメディアに、その姿勢は見られなかつたと指摘する。

次に、コロンビアレビュー誌から、ジャーナリストの報道に対する「客観性の追及」の原則がメディアの「当局」に情報源を依存する体質を産み出してしまい、その結果、アジェンダ・セッティング（論点を設定すること）というジャーナリズム本来の役割を放棄しているという指摘を挙げる。筆者はこれを「メディアの広報機関化」と名づき、それを示唆するものとして、ジェシカ・リンチ上

等兵帰郷報道やフセイン元大統領の息子であるウダイ氏、クサイ氏の遺体写真報道を挙げ、加えて米大統領一般教書演説の一部ねつ造疑惑追及も先細りとなった米メディアは英BBCと対照的であると酷評している。

更に、イラク市民を救うために静脈血液バッグを与えた記者とイラク兵の狙撃を助長し、宮殿の絵画や装飾品を持ち去った記者の記事を列挙し、「もはやジャーナリストは別物の存在になり始めている状況があるのでないか」と指摘する。(I)

●特集「イラク戦争とテレビ報道」、月刊『民放』2003年7月号。

民放連、日本テレビ、フジテレビ、テレビ朝日、テレビ東京、NHKの放送関係者らによるイラク戦争報道の取材体制についての記述を集めた特集。以下に、主な内容をまとめた。

日本テレビの元田成は「戦争取材とメディアの覚悟」と題し、アメリカ軍が従軍記者に開戦の時刻を教え、作戦会議にも同席させた事実や、日本テレビが空爆前にバグダッドから撤退した後、フリーランス・ジャーナリストに取材を依頼したことに関連して、社員も現場で経験を積み人材を育てる努力が必要であることを痛感したと述べる。戦闘終結後に制作された特別番組を3本のうち1本は、イラク戦争報道のあり方を検証したものだという。

テレビ朝日の武隈喜一は、「危険地帯の取材ができるテレビ記者の組織的育成」で取材態勢の作り方が、湾岸戦争の経験とは違ってきており、アメリカからの情報に流されず、アラブ側の情報も重視し事実を伝える努力を尽くすと述べる。また今後の重要課題として、危険地帯の取材ができる記者、カメラマン、エンジニアの育成、軍事知識を持った記者の育成を挙げ、より正確に伝えられるテレビ記者の能力向上の必要性を述べている。

「すべては9・11から」でNHKの佐藤俊行は、アルジャジーラとニュース素材を交換しあう協議を早い段階ですすめたこと、アラビアテレビやイラク国営テレビなどの素材を独自に入手できるルー

トができあがっていたと述べる。また、テレビメディアが情報戦に利用されかねなくなった今、危険をどう防ぐのかという課題を提示する。

最後に、尾木直樹が「子供の心に忍び込む戦争報道の影」と題し、アンケート調査結果を紹介。予想以上にテロと戦争報道の影が子どもたちの生活や心に忍び込んでいる実態が明らかになったとし、「子どもに配慮した、衝撃的な事件・事故や戦争の報道に関する、ニュース・報道番組への9つの提言」を掲載している。(H)

●「特集 イラク戦争報道の現場から」『新・調査情報』no. 42、2003年7-8月号。

「イラク戦争」報道で、メディアは何を伝えたのかについて、イラクやアメリカなどの現場からニュースを伝えた記者らが検証を行っている。

執筆者（インタビュー取材をふくむ）とその論考を記すと、次のようにになっている。

イラクの西隣、ヨルダンの首都アンマンで取材を行っていた斎藤雅俊（JNNパリ支局長、「『野蛮』な戦争の爪跡」）、イラク北部・クルド人自治区で取材を続けていた柴田徹（TBS報道局外信部、「『攻撃される側』からの視点」）、米空母ハリー・トルーマンにおいて従軍取材を行った向山明生（JNNワシントン支局、「米海軍メディア規制の実態」）、米陸軍第3歩兵師団に従軍していた今泉浩美（日本テレビ報道局、「兵士がどんな痛みを感じ、何を思って戦うのか」）、カタールの米軍前線司令部からリポートを行った福本芳朗（JNNondon支局長、「情報戦という名の戦場」）、ワシントンからアメリカ政府の動向を伝えていた金平茂紀（JNNワシントン支局長、「あなたは何のために戦争を報道していましたか？」）。

またJNNニューヨーク支局長の星野誠は、今回の戦争報道を、「地上波vs.ケーブル」「FOX vs. CNN」「アメリカと従軍取材」などの視点から検証している。星野は、米メディアの「FOX効果」（「FOXを独走させないために、ほかのメディアも右傾化する報道姿勢」のこと）について、「対テロ戦争が続く限りFOX効果も続くだ

ろう」と述べている（「『FOX効果』は持続するか」）。そしてTBS報道局外信部長の伊藤友治は、取材体制の構築や、戦争報道における用語や表現、あるいは従軍取材など各社報道局の対応について検証を行っている（「各社報道局の対応」）。

本特集の最後に「在ワシントン記者座談会 戦争報道のあり方を問い合わせ直す ナショナリズムを超えて」と題して、西村陽一（朝日新聞アメリカ総局長）、会田弘継（共同通信ワシントン支局長）、金平茂紀（JNNワシントン支局長）の三者による座談会の模様が掲載されている。座談会では「フセイン像」の引き倒し映像の意味や、中東の民主化、ナショナリズムとメディアの関係などについて議論が行われている。(M)

●「アジアメディア最前線13—イラク『占領』を『解放』と報じたマス・メディアの問題点」、野中章弘、『マスコミ市民』No.412、2003年5月号。

論調は眞の戦争の現状を伝え切れていないことに終始している。戦争する側（攻撃する側）からの報道（戦況）はテレビ的には絵になるが、戦争報道の本質はその映像には映っていない。本当に伝えなければならないことは、日々そこに普段と変わりなく暮らしている住民が急に戦火に晒された時に、どんな状況に陥れられ、どんな恐怖に晒され、どのように想いながら戦時中を生きているかを伝えなければならないが、それが欠落している、と述べている。

筆者は、情報戦争に対するマス・メディア報道のあり方に警鐘を鳴らしている。情報戦争の一部として戦争当事国は国内及び海外の世論を味方に付けるため、情報操作を行いメディアコントロールするという戦略がある。本来、マス・メディアは、情報戦に於いてメディアコントロールされる可能性があることを認識しつつ、中立、公正な報道を行わなければならない。しかしながら、今回イラク戦争の報道に於いては、マス・メディアの退廃ぶりが露呈され、深刻な状況である、という。

筆者は、まず、米英軍への従軍取材のあり方に

疑問を呈し、侵攻する米軍戦車に同乗し報道する記者の映像をさして、「軍の広報」であり、「アメリカ・イギリス軍の招待取材」である、という。従軍記者が送った映像は、「圧制からイラク国民を解放するため、犠牲的精神を發揮する」という米英軍の論調が大半であった。従軍している記者、カメラマンの人数が多いことにより、圧倒的な情報量の格差は、視聴者の心情を米英軍へと傾斜させてしまう。また、日本の大手メディアでは、特派員が現場に不在であったために（特派員は既に引き揚げ、現地にはフリーランスのジャーナリストのみ）「解放」というイメージを定着させてしまった。

現実問題として「戦争する側」と「戦争される側」から見える戦争の実態には大きな差異があることは明白である。その大きな差異の中に埋もれている真実を掘り起こし、このイラク戦争の本質を探るために、ジャーナリズムは原点に立ち戻り、戦争に対する批判力の再生を行わなければならぬと論じている。

なお、イラク戦争報道とかかわって、戦争報道のあるべき姿についての論考は『マスコミ市民』2003年7月号でも「座談会・イラク戦争の取材現場から一戦争報道に求められるもの」として特集が組まれている。(N)

● 「イラク戦争と放送メディア テレビは開戦をどう伝えたか」、『放送研究と調査』2003年5月号。

NHK放送文化研究所の研究員4人がイラク戦争開戦報道の特徴を分析し問題点をまとめている。

①「テレビは開戦をどう伝えたか」(永島啓一)では、アメリカの3大ネットワークを中心に戦争とその翌日の放送内容をニュースキャスターや記者のコメント、解説者、評論家などを中心にまとめている。

開戦報道の問題点として、「アメリカ国民の戦争報道への期待があった」という視聴者の反応、「アメリカ全体の空気として、作戦への底意地の悪い期待があった」という批評を引用し、イラク戦争を、「待ちかねたショーのように伝える」傾

向が開戦報道の大きな特徴だったこと、その背景には、自由と正義のための戦争に対する国民の圧倒的な支持と、アメリカ軍の勝利を疑わない楽観主義があると指摘。アメリカが始めた戦争を、アメリカのメディアがどう伝えるかを注視する必要性について述べている。

②「新しい取材体制、残された課題」(海部一男)では、取材方法や放送技術の変化を通じてイラク戦争報道の特徴をまとめ、残された課題を示している。デジタル化の進歩により、「戦争過程が逐一世界中の人の目にふれ、手段が目的によって正当化されにくくなった」こと、「世論の反応が大きな役割を果たすことになった」という記者の指摘を引用。一方、娯楽番組化する戦争中継への警告がされていることも付け加えている。

また、従軍取材の問題点としては、取材規制の問題、客觀性の確保、さらには武力行使の根拠に対する検証を課題とし、メディア自身の粘り強く困難な取り組みが求められるとしている。

③「存在感増す中東衛星テレビ」(太田昌宏)はアルジャジーラ、アルアラビア、アブダビテレビの取材姿勢を中心に紹介し、「これまで北の先進国から南へと一方向に流れていた情報の双方向性が確実となった」こと、このような様々な情報の流れの中で、伝えられなかったことに着目する重要な意味を持つことになったと結んでいる。

④「多様化する日本の戦争報道」(服部弘)は、湾岸戦争時に比べてはるかに情報の充実がみられた日本のイラク戦争報道について、各局の報道姿勢の違いを挙げ、またそのように多様性がみられた背景についても分析している。開戦からの10日間の戦争報道の特徴として、公平を期すためにイラク国営テレビやアルジャジーラからの映像が用いられたことを画期的と評している。しかし、イラク戦争そのものと日本との関係についての具体的情報、情報戦に対するテレビ局の立場についての説明が不足していたとし、何のために、何を、どのように伝えるのかというテレビ局の報道姿勢が強く求められていると結んでいる。

なお、「テレビはイラク戦争をどう伝えたか」と

いうテーマでは、同7月号「試論・日米英報道比較研究」、9月号「試論・米テレビ報道比較研究」においても分析結果が掲載されている。(S)

●「戦争・有事法制と」『放送レポート』No.184、 2003年9月号。

民放労連とメディア総合研究所が共催し、2003年6月21日に行った、「報道フォーラム2003」でのパネルディスカッションをまとめたもの。コーディネーターは音好弘(上智大学教授)。パネリストは伊藤友治(TBS外信部長)、土江真樹子、(琉球朝日放送報道部ディレクター)、綿井健陽(アジアプレス・インターナショナル)である。

議論の焦点のひとつは、戦地取材の問題である。綿井健陽が指摘するには、日本のマス・メディアの場合、各社の足並みが揃い、取材に入るときも、撤退するときも皆揃って行動するという雰囲気が非常に強いということである。具体的には、バグダッドにずっと残っていた日本人は、全員フリーや独立系ジャーナリスト・カメラマン、あるいは、プロダクションのディレクターであったということ。その原因として、日本のマス・メディアの場合、現場の判断ではなく、本社命令が優先されてしまうケースが非常に多いと感じられると述べている。

また、女性記者についても議論が交わされた。土江は、「米軍の人たちは、米軍取材をしている日本の女性記者の写真をやたら撮って、米軍の広報紙に載せる。そのとき、女性記者がPRに使われると聞いて、非常に嫌な感じがした」と語っている。伊藤は、「日本テレビは、今泉記者がバケツで頭を洗っている映像を何回も流した。それは、視聴率のためにキラーコンテンツとして使うためである」と語っている。

補足であるが、本誌には今泉記者がバケツで頭を洗うシーンの写真が掲載されている。左上に「今泉初めての従軍」、右上に「女性従軍記者の36日間」、そして、画面下に「ますます嫁に行けなくなります」とテロップがつけられている。(R)

●「対談・メディアは戦争をどう伝えたか」『創』 2003年6月号。

原寿雄(元共同通信編集主幹)、筑紫哲也(ニュースキャスター)、野中章弘(アジアプレス代表)の3氏がイラク戦争報道の検証を試みる対談。

原寿雄は、戦争報道のやり方に努力がみられたしながらも、戦争の動機…ッシュがなぜ戦争を始めたのかについての追及が不充分なこと、また戦争の悲惨さが見え難いと指摘。反戦デモなどの扱いも不充分だと述べる。

野中章弘は、情報がコントロールされメディアがそれを突き崩せなかった点について、ジャーナリズムの敗北だとし、報道の多面性が確保されたかを問題視。また、戦争に対する批判力の弱さについても問題だとしている。さらに、イラク戦争の特徴として、大手メディアが米英軍に従軍取材したのに対し、バグダッドに残った日本人記者が全員フリーランスだったことを挙げ、それによって報道できなかったことがあるとしたらそれは何であるかを考える必要があるという。

また、日本のメディアの指針、すなわち、「どういうふうに戦争を報道するのか」ということについて、ほとんどのメディアが明らかにしていないことを指摘。BBCが出しているように、一定の指針を出す説明責任があるのでコメントしている。

筑紫は、フセイン像を引き倒した車が、戦車にくっついていた後方支援の車だったことから、それが「戦争広告代理店のしわざでは」と感じたと述べ、ジャーナリストの仕事ではどのくらいの状況を見抜けるかという能力が問われるとしている。

最後に、野中・筑紫の両氏がこの戦争の検証作業を長期的に行っていくことの必要性について述べ、「誤爆」「フセイン政権の問題点」「アメリカの情報操作」などいくつかのテーマを立てて、テレビなり新聞紙上で、きちんと明らかにしてほしいと、今後の検証作業におけるメディアへの期待を表明している。(S)